

令和6年

第12回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和6年第12回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和6年8月8日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後3時

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 吉村 昌之
大塚 和歌子
伊勢 昌弘
奥 真由美
松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長	小林 栄幸	教育次長	藤澤 修
総務課長	高島 知行	高校教育課長	久慈 隆正
特別支援教育課長	熊谷 司	生涯学習課長	古屋 桃香
文化財保護室長	五十嵐 一治		

7 会議に付した事項

議案第26号 令和7年度秋田県立中学校教科用図書の採択について
議案第27号 令和7年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について
議案第28号 令和7年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について
議案第29号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第30号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第31号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

8 可決した事項

議案第26号 令和7年度秋田県立中学校教科用図書の採択について
議案第27号 令和7年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について
議案第28号 令和7年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について
議案第29号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第30号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第31号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

9 報告事項

- (1) 令和7年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について
- (2) 令和7年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和6年第12回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は3番伊勢委員と4番奥委員にお願いします。

はじめに、議案第26号「令和7年度秋田県立中学校教科用図書の採択について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第26号「令和7年度秋田県立中学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・大館国際情報学院中学校、秋田南高等学校中等部及び横手清陵学院中学校で使用する教科用図書の採択は、設置者である県教育委員会が行う。
- ・5月上旬に組織した県立中学校教科用図書委員会において、各教科用図書採択資料を作成し6月12日に各中学校へ配布するとともに、各校において教科用図書調査研究委員会を設置するよう指示している。
- ・各校の教科用図書調査研究委員会では、自校の教育方針や生徒の実態等に即して最も適切と思われる教科書を選定している。
- ・県立中学校教科用図書委員会では、各校から提出された報告書に記されている希望教科書とその選定理由、また、各校の教育目標や目指す生徒像と照らし合わせてその妥当性を審査し、必要に応じて指導助言を加えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

採択される教科書について事前に拝見させていただきました。昔の教科書とは違い、何を学んだら良いか目標が明確になっている教科書が非常に多いと感じました。こういった教科書で学びたかったと思えるものを選定していただいていると思います。

【大塚委員】

私は保健体育の教科書を始めに見ましたが、歯科のことについて単語のみの説明だけでもっと詳しく説明して欲しいと思いました。例えば歯間ブラシの説明の部分にQRコードを表示して動画で使い方を学べるようにして、視覚的にも学べるような教科書が出て欲しいと願っています。

【奥委員】

使用する教科書が厚く重いというところで生徒が毎日持ち帰っているのは非常に大変だと常日頃思っています。学校によっては教室に置いていくことを許可しているところもあると聞き、家庭学習に影響が出ないか心配になりますのでしっかりと選定していただければと思います。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第26号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第26号を原案どおり可決します。

次に、議案第27号「令和7年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第27号「令和7年度秋田県立高等学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立高等学校で使用する教科用図書の採択については、設置者である県教育委員会が決定することとなっている。
- ・ 5月下旬に組織した高等学校教科書調査研究委員会において、各教科用図書の内容等に関する調査研究資料を作成し、6月11日に各高校に配布するとともに、各校において教科書調査研究委員会を設置するよう指示している。
- ・ 各校の教科書調査研究委員会では、高校教育課から配付された調査研究資料、文部科学省発行の教科書目録及び各教科書会社から学校へ交付されている見本を参考に、自校の教育方針や生徒の実態等に即して、最も適切と思われる教科書を選定している。
- ・ 高校教育課内に設置されている高等学校教科書調査研究委員会では、各校から提出された報告書に記されている希望教科書とその選定理由、各校の教育課程表を照らし合わせて、その妥当性を審議し、必要に応じて指導助言を加えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

県南地区の高校において、美術がひとつも採択されていないというところで学校状況によっては仕方ないとは思いますが、美術はデザインなどを学べるため今後商売をするとなった時に重要な教科のひとつですので生徒が学びたくても学べないというのは非常に残念に思います。

【高校教育課長】

学校の方で教育課程を組んでいきますので、選択教科の部分でどうしても芸術科目をふたつ選べないような学校がたまたま重なってしまっているのが現状であります。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第27号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第27号を原案どおり可決します。

次に、議案第28号「令和7年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第28号「令和7年度秋田県立特別支援学校教科用図書の採択について」説明概要

- ・ 県立特別支援学校の教科用図書は、設置者である県教育委員会が採択することとなっている。
- ・ 特別支援学校については、児童生徒の障害の種類や程度、発達段階等に即した教科用図書を採択することとしている。
- ・ (1) は、小・中学校等で使用している文部科学省検定済み教科書で、知的な障害のない視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の児童生徒が小・中学校等と同様の学習をする場合に使用する。
- ・ (2) は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書で、視覚障害者用の点字版のほか、聴覚障害者用・知的障害者用がある。
- ・ (3) は、学校教育法附則第九条で規定する教科用図書で、知的障害の程度が重く、(1) や(2) では内容を十分に理解することが難しい場合、絵本等を教科書として使用する。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【奥委員】

知的障害に遅れのない児童生徒とありましたが、知的障害者用採択一覧の障害の程度が最大で中学部2段階の星5つまで記載されているところはそれ以上の段階はないのでしょうか。また、この一覧の網掛け部分が採択の希望がないとありますが、希望がないとはどういう意味でしょうか。

【特別支援教育課長】

知的障害に遅れのない児童については星のついている本ではなく通常の小中学校と同じものを使用するため、これ以上の段階はございません。採択の希望がないことについてですが、生徒一人ひとりについて検討していきますので、学年に子どもがいない学校や生徒の実態によって星本よりは一般図書を使用する方が良いということであれば、その年は採択しない教科もあります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第28号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第28号を原案どおり可決します。

次に、議案第29号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第29号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員1名の異動による退任に伴い、秋田県ふるさと村条例第6条に基づいて任命を行うものである。
- ・今回の改正により、委員の平均年齢は53.7歳、女性比率は40.0%となる。
- ・委員の任期は前委員の任期を引き継ぎ、令和8年6月9日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

近年近代美術館も博物館も見ると楽しい展示が多く開催されている一方で、敷居が高いイメージがありなかなか客足が伸びていないと思います。これはPRの力が必要になってくると思いますので、放送関係の方が委員になっていただけるのは非常にありがたいことだと思います。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第29号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第29号を原案どおり可決します。

次に、議案第30号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第30号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」説明概要

- ・委員1名の異動による退任に伴い、秋田県立博物館条例第3条に基づいて任命を行うものである。
- ・今回の改正により、委員の平均年齢は57.3歳、女性比率は46.1%となる。
- ・委員の任期は前委員の任期を引き継ぎ、令和7年7月8日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

なければ表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第30号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第30号を原案どおり可決します。

次に、議案第31号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第31号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・文化財保護審議会は、文化財の指定等、文化財の保存と活用に関する重要事項について、諮問に応じて調査審議し、答申する。委員は、秋田県文化財保護条例第45条第3項に基づいて教育委員会が任命する。
- ・5月の教育委員会会議で委員の交代が承認されているため、現在の委員総数は12名である。この内、高橋秀晴委員の任期が9月7日までとなっているため、その再任について諮るものである。
- ・高橋委員は、県立大学副学長であるがプロレタリア文学や秋田県にゆかりのある近代作家を研究しており、この6月にも五城目町出身の文学作家矢田津世子の未発表小説の発見について、その詳細背景が新聞などで報道された。本県における日本近代文学研究の第一人者であり、県では、有形文化財の文芸関係資料について御指導いただいている。この分野を担当できるのは高橋委員しかいないため、再任をお願いしたいと考えている。
- ・現在5期目で、再任を認めていただくと6期目となり、任期は令和8年9月7日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【奥委員】

任期は何期までできるのでしょうか。

【文化財保護室長】

何期までといった取り決めはございませんが、専門的な内容の審議をしていただくための審議会委員ですので、研究者として現役でいる限りはなるべくお願いしたいと思っております。ただ、専門分野によっては複数の先生にお願いしていただいて世代交代を図っていくようにはしております。

【伊勢委員】

先ほど、近代文芸の分野はこの方しかいないと聞きましたが、後継者のような方は育っているのでしょうか。

【文化財保護室長】

近代文芸の分野では、今のところは高橋委員しかおりません。

【安田教育長】

他になければ表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第31号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第31号を原案どおり可決します。

次に、報告事項「令和7年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（1）「令和7年度秋田県立中学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・ 出願期間は11月5日～8日、入学志願者検査日は12月21日である。
- ・ これまでは県立中学校の適性検査等と秋田大学附属中学校の学力検査は同一日の実施となっていたが、令和7年度入学生については検査日が異なるため併願が可能になる。それに伴い入学辞退が生じる可能性があることから、入学辞退による欠員の補充を行うことができるよう新たに追加合格者による入学意思確認書提出について定めた。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【松塚委員】

出願資格に志願者及び保護者が県内に居住もしくは入学までに居住見込みの者とありますが、県外の方が出願できないのは何か理由があるのでしょうか。

【高校教育課長】

小学生が受験者ということで保護者の方と一緒になければいけないためです。

【松塚委員】

県立中学校について、子どもが中学校から寮や親族の家に住んでまでこの学校に通いたいと思えるような学校に育ってきていると思うのですがどう思いますか。

【高校教育課長】

実際に県外から入学している生徒はいるのですが、その場合も保護者と一緒に来ていただいております。

【松塚委員】

それは年齢の問題でしょうか。

【高校教育課長】

そのとおりでございます。

【奥委員】

県立中学校と秋田大学附属中学校の学力検査が同一日だった理由を教えてください。また、入試の選抜を行う過程で適性検査がほぼ同点だった場合に面接をどのくらい重視しているか教えてください。

【高校教育課長】

附属中学校の考えとして県立中学校と同一日にしていたため、これといった理由はございません。各中学校によると思われませんが、基本的には適性検査や作文、面接を合わせて総合的に判断しております。

【藤澤次長】

県立中学校の試験日については、冬休みに入ってすぐの時期であれば子どもたちにとって大きな負担にならないという考えで設定しております。恐らく附属中学校も同じ考え方でたまたま試験日が重なっていたものと思われまます。

【安田教育長】

他になければ次に、報告事項「令和7年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項（２）「令和７年度秋田県立高等学校入学者の募集及び選抜に関する教育委員会公告等について」説明概要

- ・入学志願者検査日は、１次募集が令和７年３月５日、２次募集は３月１９日である。
- ・１次募集において特色選抜と一般選抜を実施し、欠員が生じた場合は２次募集を実施する。
- ・県外居住者の入学者数は、１次募集全体で各学科の募集定員の１５％を上限とする。
- ・特色選抜と一般選抜は併願が可能であり、全ての受検者が５教科の同一の学力検査を受ける。
- ・入学願書の様式は昨年度から大きな変更はないが、令和８年度入試よりＷｅｂ出願が導入予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について質疑等ございませんか。

【大塚委員】

１次募集入学願書を記入する際に特色選抜のみを受験すると記載した場合、一般選抜は別の高校で併願できるのでしょうか。また、一般選抜の併願を希望せず特色選抜を合格できなかった場合どうなるのでしょうか。

【高校教育課長】

特色選抜を志願する場合の一般選抜併願は同一校でのみ可能です。特色選抜のみで志願した方が不合格となった場合、２次募集か私立高校を受験することが考えられます。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れさまでした。

教 育 長

３ 番

４ 番